



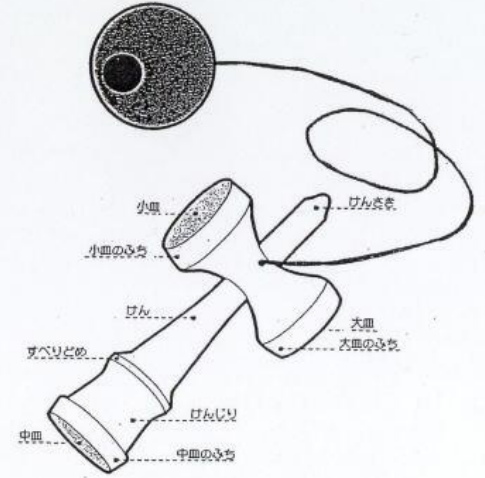
JAPAN KENDAMA ASSOCIATION



# 級位認定表

1. 昭和54年 制定  
2. 平成16年1月1日 改正

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
種目	大皿	小皿	中皿	ろうそく	とめけん	飛行機	ふりけん	日本一周	世界一周	灯台	もしかめ(回)
級											
十級	1										
九級	2	1									
八級	3	2	1								
七級		3	2	1							
六級			3	2	1						(4)
五級				3	2	1					(10)
四級					3	2	1				(20)
三級						3	2	1			(30)
二級							3	2	1		(40)
一級								3	2	1	50



(注意)

- ① 級位の認定を受けるときは、「協会認定競技用けん玉」を使用すること。試技の種目により、使用けん玉(同上)を使い分けることは認める。
- ② 受審は、初めて受審する場合、または、現認定級位に関係なく自分の希望する「級位」の受審をしてもよい。ただし、飛び越した級の技は、その受審時、その場で認定表に定める回数を全て合格しなければならない。
- ③ 各級位の受審種目は、必ず、受審級位の番号の低い技から始めること。(No.1からNo.2、No.3……の順にすすめる)
- ④ それぞれの級位の可否の判定は、各種目(No.1~No.10の種目)最大10回までの試技を行い、表の回数成功した場合「合格」、しない場合「不合格」とする。なお10回試技を行う前に表に規定した回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- ⑤ No.11の「もしかめ」は、一級では1分間135回以上の速さで行うこと。(試技は2回までしかできない)
- ⑥ 「もしかめ」は、1級受審の必須種目とする。なお、六級から二級までの表示回数は必須とはしないが、指導上取り入れることができる。その場合「もしかめ」の速さは特に定めない。
- ⑦ 「もしかめ」の回数が受審前に認定されている記録(認定指導員に登録した記録等)があれば、改めて受審する必要はない。
- ⑧ 技の解説については別に定める。

1. 平成3年 制定  
2. 平成16年1月1日 改正

No	1	2	3	4	5	6	7	8	9
種目	とめけん	飛行機	ふりけん	県一周	日本一周	世界一周	灯台	けん先すべり	もしかめ(回)
準初段	5	5	5	4	4	3	2	1	100

(注意)

- ① 準初段位の審査を受けるときは、「協会認定競技用けん玉」を使用すること。試技の種目により、使用けん玉(同上)を使い分けることは認める。
- ② 各級位の受審種目は、必ず、受審級位の番号の低い技から始めること。(No.1からNo.2、No.3……の順にすすめる)
- ③ 可否の判定は、各種目(No.1~No.8の種目)最大10回までの試技を行い、表の回数成功した場合「合格」、しない場合「不合格」とする。なお10回試技を行う前に表に規定した回数を成功した場合は、それ以上の試技を行う必要はない。
- ④ No.9の「もしかめ」は、1分間135回以上の速さで行うこと。(試技は1回とする)
- ⑤ 「もしかめ」の回数が受審前に認定されている記録(認定指導員に登録した記録等)があれば、改めて受審する必要はない。
- ⑥ 技の解説については別に定める。
- ⑦ 試技の種目により、使用けん玉を使い分けることは認められる。

NPO 法人 日本けん玉協会

〒101-0061  
東京都千代田区三崎町 1-1-9  
祥伝社三崎町ビル  
(TEL)03-3259-8660 / (FAX)03-3259-8661  
<ホームページ>http://www.kendamakyokai.com  
<メールアドレス>jka\_misaki@navy.livedoor.com